

平成28年第1回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成28年3月9日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	平成28年3月11日 午後1時30分 平成28年3月11日 午後3時13分			議長 西原 好文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	金 丸 祐 樹	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	瀧 上 正 昭	○	7	吉 岡 隆 幸	○
	3	田 中 宏 之	○	8	土 瀧 茂 勝	○
	4	井 上 敏 文	○	9	池 田 和 幸	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	1 番	金 丸 祐 樹	2 番	瀧 上 正 昭	3 番	田 中 宏 之
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	町 民 課 長	平 川 智 敏	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	谷 口 学	○
	教 育 長	赤 坂 章	○	産 業 課 長	百 武 一 治	○
	総務企画課長	田 中 盛 方	○	教 育 課 長	相 島 千 代 治	○
	建 設 課 長	柴 田 敏 彦	○	会 計 室 長	溝 口 進 洋	○
	福 祉 課 長	山 中 晴 巳	○	こ ども 応 援 課 長	山 下 栄 子	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	古 賀 ケイ子				
	書 記	三 溝 秀 行				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成28年3月11日

- 日程第1 議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第2号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第3号 江北町町営住宅基金条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 江北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第5号 江北町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第6号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第7号 江北町育英資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第8号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第9号 江北町集会所、江北町町民研修施設、江北町生活館、江北町上区活性化センター及び江北町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第10号 行政不服審査法第81条第1項の機関に関する事務の委託に係る協議について
- 日程第11 議案第11号 平成27年度江北町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第12号 平成27年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第13号 平成27年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第14号 平成27年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第15号 平成27年度江北町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第16号 平成27年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第17号 平成28年度江北町一般会計予算

- 日程第18 議案第18号 平成28年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算
- 日程第19 議案第19号 平成28年度江北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第20号 平成28年度江北町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第21号 平成28年度江北町水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第22号 平成28年度江北町下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第23号 江北町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第24 報告第1号 江北町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第25 議案第24号 平成27年度江北町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第26 請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願

午後1時30分 開議

○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年第1回江北町議会定例会会期3日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は総括審議、委員会付託となっておりますが、ただいま議案第24号及び請願第1号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第24号及び請願第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第24号及び請願第1号を上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。古賀局長。

○議会事務局長（古賀ケイ子）

（朗読省略）

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

議案第24号 平成27年度江北町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正額は、2,042万5千円を追加し、歳入歳出予算総額を49億7,354万4千円とするものであります。

今回の追加補正予算は、平成27年度国の補正予算による地方創生加速化交付金に係る事業の増額補正となっております。

事業内容といたしましては、江北町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけている取り組みとして、1、遊休物件を活用した新しい働き方・暮らし方再発見事業1,441万2千円、2、地方創生実現に向けた人材確保事業601万3千円となっております。

今回の追加補正予算の財源については、国庫支出金と前年度繰越金であります。

なお、追加補正予算の執行につきましては、繰越明許費の設定を行い、28年度へ繰り越すこととしております。

以上、御説明申し上げます。

○西原好文議長

続きまして、請願第1号の趣旨説明を求めます。土淵茂勝君、御登壇願います。

○土淵茂勝議員

それでは早速、請願についての趣旨説明をしたいと思います。

T P P協定を国会で批准しないことを求める請願、請願人は上小田、観音下の山中三義さんです。

紹介議員は私、土淵茂勝です。

請願の趣旨を述べて趣旨説明にかえたいと思います。

T P P（環太平洋連携協定）は2月4日に調印を終え、各国での批准作業に移りました。政府は交渉過程での秘密主義に続き、「大筋合意」後もその全容を示さないまま「T P P対策費」を含む補正予算を通し、6千ページこえるとされる協定及び付属書の公表も2月2日になるなど、精査する時間も充分に与えないままで国会に批准を求めようとしています。

国や地域、さらに国民生活にかかわる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続きはふさわしくはありません。

TPP協定は、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。今行われている米国大統領選挙の候補者のうちTPP「大筋合意」支持は少数派であり、米国の批准は早くても11月の大統領選挙後とみられています。

協定の内容も問題です。コメ麦での輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要5品目すべてで大幅譲歩を行い、くわえて重要5品目の3割、その他の農産品では98%の関税撤廃を合意しています。

さらに政府が「守った」としている重要5品目の「例外」も7年後には米国など5カ国と関税撤廃について協議が義務付けられているなど、今示されている「合意」は通過点にすぎず、全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがあります。これでは江北町の農業はたちゆきません。

また、透明性や規制の整合性確保を理由に、医療をはじめ健康や暮らしを守る様々な規制・制度に関わる各種審議会に、参加国企業からも意見を表明できる規定さえあります。TPPと並行して行われてきた日米2国間協議では、米国からの規制緩和要求を担当省庁が窓口になって、規制改革会議に諮るという主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいます。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府機関に提出するようお願いします。

請願項目

- 1、国会決議に違反するTPP協定の批准は行わないこと。

以上、皆さんの御協力をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

以上で提案理由及び趣旨説明が終わりましたので、議事日程により議案の審議に入ります。

お諮りいたします。議案第17号から議案第22号までは一般会計並びに特別会計の当初予算であります。つきましては、江北町議会委員会条例第4条の規定に基づき、予算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第22号までは、予算特別委員会を設置し、審査することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開13時45分。

午後 1 時39分 休憩

午後 1 時45分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、江北町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。

予算特別委員会委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員は、以上のとおり10名と決しました。

次に、江北町議会委員会条例第6条の規定により、予算特別委員会の委員長及び副委員長が先ほどの休憩中に互選されておりますので、報告いたします。

予算特別委員会委員長に田中宏之君、副委員長に坂井正隆君、以上のとおり互選されました。

では、議事日程により逐次議案の審議に入ります。

日程第1 議案第1号

○西原好文議長

日程第1．議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方はありませんか。8番土渕君。

○土渕茂勝議員

質問は、議案資料に基づいてやりたいと思います。

まず、この条例改正は、この資料を見ますと、第1条から第6条まであります。それで、それぞれについてするのはとても難しいので、第1条の江北町情報公開条例、これについてちょっと質問をしたいと思います。

今回の改正は文言の改正というふうに捉えていいのかどうかということで質問なんですけれども、これまで第13条の「不服の申立て」という文言が「審査請求」というふうに変わります。それと、この不服申し立ての期間が60日から3カ月、90日に期間が延ばされるという

ことになりませけれども、この「不服の申し立て」と「審査請求」とは同じことなのか、それとも違うのかどうか、そのことを最初にお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

土淵議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、行政不服審査法が今回改正をされております。従来の行政不服審査法につきましては、異議の申し立てと審査請求、異議の申し立てというのは処分庁に行うものです。審査請求というのは、その上級庁に異議の申し立てを行うという2本立てとなっておりました。今回、それをわかりやすくするために審査請求という1本に変わったということです。

その申し立て期間が60日から3カ月に変わったということにつきましても、期間を延長して、不服申し立てを利用しやすくするというふうなことで期間が延びております。

○西原好文議長

土淵議員、よろしいですか。土淵君。

○土淵茂勝議員

じゃ、今まで2本立てだったのを1つに一本化したということで、これまでの不服申し立ての趣旨と基本的に変わっていないという理解でいいわけですね。

それで、新たに加わったのが第13条の「請求者は、第10条第1項の決定又は公開の請求に係る不作為」という文言が1つ入っておりますけれども、これが入った理由はどういう意味なのでしょうかね。どういうことでこれが入ったのかということですね。

それともう1つは、第13条第2項の「実施機関は、前項の規定による審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き」ということで、下のほうの第1号に「審査請求が不適法であり、却下する場合」、第2号「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合。ただし、当該情報の公開について第三者の反対の意思が表示されている場合を除く。」と、こういう規定が新たに入りましたけれども、それはどういう意味で入ったのかをお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

まず、不作為ということにつきましては、例えば、住民の方から何がしかの申請があったものについて処理をしていなかった場合も、今度の行政不服審査法の改正に伴って不服の申し立てができますよというふうなことであります。

その次の第2項の第1号ですね、「審査請求が不適法であり、却下する場合」につきましては、申請の内容ですね、不服申し立てに関する内容がそぐわない、例えば、記載がされていない場合とか、そういう場合には却下をしますよというふうなことでございます。

その第2号ですね、これはここに書いてあるとおり、裁決で全部を公開するようになった場合については、「申し立てが申請された日の翌日から起算して14日以内に当該不服について諮問しなければならない。」ことはないですよというふうなことでございます。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

よりよく改善されたというふうに理解できるということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それはわかりました。

それでもう1つ、これが第1条から第2条、第2条というのは江北町特定個人情報保護条例、3ページですね。それから、第3条というのは江北町個人情報保護条例、第4条というのが江北町固定資産評価審査委員会条例、これが6つまであるんですけども、ざっと条文を見ると、いろいろ違う中身、違う項目の中で、改正点は同じような改正がされたという理解でいいんですかね。

○西原好文議長

答弁を求めます。田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

提案理由の中でもお話をしておりましたとおりに、法律が改正されたことによって、法律の改正されたものについて関係条例の文言の修正、削除を行っております。（「はい、いいです。わかりました」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第2 議案第2号

○西原好文議長

日程第2. 議案第2号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方はございませんか。4番井上君。

○井上敏文議員

議案第2号ですが、江北町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正だと思えます。この中で、現行と改正案を比較すれば、議案資料の16ページをお願いいたします。この16ページに改正案と現行と書いてあります。現行が第3条の(6)のところに「職員の研修及び勤務成績の評定の状況」、これが改正案にすれば、同じ第3条の(2)の「職員の人事評価の状況」というふうになっております。これがどこがどういうふうに変ったのか。勤務成績の評定と職員の人事評価の状況、この違いは何かということをお尋ねいたしたいと思えます。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

それでは、井上議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、公務員の勤務評定というのは以前から行われておりました。これが地方公務員法にありますけれども、そのように勤務成績評定の状況によって人事評価を行いますよというふうになっておりましたが、この勤務成績の評定というものが、役場もそうですけれども、国全体も基準というものが明確にされていなかったというふうなことで、今回、評価の方法とこれを明確にするために人事評価の制度が導入をされております。

そういうことで、従来からありはしたものの、その評価の方法といえますか、それが曖昧

であったということで、それを明確にするために人事評価制度というのができ上がったということでもあります。

○西原好文議長

井上議員、よろしいですか。井上君。

○井上敏文議員

評価の基準が曖昧だから明確にするためということですが、どのようなところが曖昧で、どういうふうになったのかというのがちょっとわからないわけですけど。お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

従来の評価の勤務評定制度につきましては、例えば、職員のほうから見れば評価の項目というのが明確ではなかったというふうなことなどが挙げられます。

評価をする側からも、評価項目が不明確ということで、どのように評価をすべきなのかというのが不明確であったと。今回、人事評価の中には、ちょっとうちのほうで試行的に取り組んでおりますのが勤務態度評価と能力評価と業績評価であります。そういうふうに項目が明確になったと。その勤務態度評価、能力評価、業績評価についても、それぞれもう少し細分化されて評価の項目というのが上がっております。そういうふうに項目が明確化されたというところが変わってきているというふうに思われます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

評価の基準が細分化されたということですけど、そのリストがあると思うんですよね。そのリストの資料をいただけますかね。

○西原好文議長

資料の提出はできますか。田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

評価マニュアル等を作成しております。実際、法的には28年4月から施行ということになっております。うちのほうが試行的に今まで行ってきたというふうな状況であります。

その分、資料としてお渡しをすることはできます。

○西原好文議長

井上議員、よろしいですか。（「はい、了承しました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第3号

○西原好文議長

日程第3. 議案第3号 江北町町営住宅基金条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ございませんか。9番池田君。

○池田和幸議員

今回、町営住宅基金条例ということのできるわけですがけれども、ちょっと説明をお願いしたいのが12ページの条例の中身のところですがけれども、まず、第1条の第1号に「町営住宅の建設及び改修に要する費用」と書いてありますけれども、今回、27年度に上小田住宅が完成しましたけれども、建設ということを書いてありますので、この第1条の第1号の意味を少し説明していただきたいと思います。

2番目に、第3条第2項の中に「最も確実かつ有利な有価証券に替えることができる。」ということが書いてありますので、これをお願いしたいと思います。

3つ目ですがけれども、これは当初予算で説明を聞くのが本当かわかりませんが、ここに上げてあるので、予算書には今回1,744万8千円の予算が出ていますので、もしこの場でよければ説明をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの質問の江北町町営住宅基金条例の第1条の(1)ですね、町営住宅の建設については今後検討をしていくということで、まだ未定の段階で、建設が出ればそれに充てていくということでございます。

それから、基金の最も確実かつ有利な方法、これについては会計室長にお願いしたいと思っております。

それから、次の当初予算に1,744万8千円ですかね、この分については、ここに基金として積み立てる財源ということであって、現在、新しくできた上小田住宅でございますけれども、これにつきまして近傍同種の家賃、それと、実際入居をされている方が住宅使用料として払われている家賃、その差額について20年間、45%の分が交付金として、補助金として入ってくるということで、この分を1,744万8千円ですかね、それに充てるということでございます。

○西原好文議長

溝口会計室長。

○会計室長（溝口進洋）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

第3条第2項に「最も確実かつ有利な有価証券に替えることができる。」ということで、この基金の運用に関しまして有価証券にかえると。最も確実かつ有利ということは、大まかなことでありますけれども、債権とかの運用で申しますと、社債とか国債とかいろいろありますけれども、その保証関係があるような国債が元本が戻ってくる確実なもの。また、有利ということになると、そのときの利子が最もよいというか、いいほうに運用をしていくことができるというような形で理解しております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

まず、最初の第1条のほうはわかりました。

第3条の有価証券ですけれども、先ほどの1,744万8千円、これは基金として積み上げることができるのかなと今ちょっと思ったんですけど、その辺は基金として活用できるんですかね。

そのことと、もう1つ、有価証券に関してですけれども、この有価証券はいつごろ運用に

ついて検討されるのか。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの交付金の入ってくる分については、一般会計に入るということで、それからこの基金のほうに積み立てるということになっております。

以上です。

○西原好文議長

溝口会計室長。

○会計室長（溝口進洋）

先ほどの質問でいつごろということですが、この基金がある程度たまった段階で、例えば、国債とかになると1億円からの運用というふうになりますので、その基金等が使う用途が今のところないというような話になれば、そこら辺でいろいろな運用を協議していきたいというふうに思っています。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

わかりました。一応ここに条例で上げていけば、そういうこともできるという形で理解を
していいわけですね。よかですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

5番坂井君。

○坂井正隆議員

最も確実かつ有利な有価証券というふうに第3条第2項のほうにうたってありますが、資金を運用するに当たって、現在、ゼロ金利、あるいはマイナス金利と言われる中に、有利なものが見通しとしてあるのかどうか。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。溝口会計室長。

○会計室長（溝口進洋）

坂井議員の御質問ですけれども、今、マイナス金利とかゼロ金利ということのお話が出て

おりますが、これは日本銀行が銀行の銀行と言われることで、各金融機関が日本銀行に預けている国債等がマイナス金利というような形での話でございまして、今現在、国債も短い運用が、利回りという言い方をしますけれども、それがマイナス金利というふうになっていきますけれども、運用する場合はそのようなマイナス金利というものに変換するということは避けて、最も有利というようなことで、その中で金利が高いものにかえていくというような形を協議して運用していきたいと思っております。

○西原好文議長

坂井議員、よろしいですか。坂井君。

○坂井正隆議員

国の施策のことですので、余り深く聞いても答えは出ないかなと思いますけれども、最も有利なこととございまして、私も住宅の借り入れをして、まだ返済をしておるわけですが、まだ残っておりますので、借りかえをせんですかというふうなことも言うてきます。ということは、金利が安くなりますよと。ただ単に銀行と日本銀行との関係じゃないのかなと感じるところもあるわけですけど、その辺は答弁は求めませんが、なるべく減らないようにといたしますか、その辺を傾注しながら運用していただきたいと思えます。

以上です。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。8番土淵君。

○土淵茂勝議員

この江北町町営住宅基金条例の制定と、町長の趣旨説明では、町営住宅の建設及び改修には多額の費用が必要となることから、その財源として一時的な財政負担を緩和することを目的として、この基金条例を制定すると。最初、私は高砂団地の建設ということが一つの目標にあってつくられるというふうに考えておりましたけれども、条文を読みますと改修というのが入っていますので、修理とかなんかにもこれが使えるようにという意味なのか。新しくでき上がった原宿団地のことも含めて、この基金が設けられるのかどうか。

高砂団地というふうに考えますと、大体どれぐらいの金額が必要だというのはわかると思うんですね。今度の原宿団地の建設費がありますから、これぐらいのお金が要ると。そのうち町がある程度準備するお金はこれぐらいだと、そして、毎年これぐらいのお金をためると、こういう発想で計画をされているのかどうか。先ほどの池田議員の質問の中で1,744万

8千円の話が出ました。これはここの基金に最終的には入るという話でしたね。だから、どうもそういうものではないのかなと。そのあたり、全体のイメージがはっきりしてこの基金が設けられるのか、そのあたりをもう少しお聞きしたいと思います。

それともう1つ、この基金条例の第5条のところですね、第5条は「町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。」と、これの説明を改めて求めたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの土淵議員の第1条の町営住宅の建設については、今後は多分高砂になるかとは思いますが、今の段階ではまだ未定ということで、当然、老朽化をしております、建てかえ、もしくは改修ということになるかと思えます。

改修の意味としては、通常の維持管理には属さないということで、今後、上小田団地にしても、何か大幅な改修が出たとか、そういう場合には使えるということで、改修という言葉を使っております。維持管理とはまず別ということでございます。

それから、今後、高砂を建てかえとなれば、今回が上小田のほうが14億円程度かかっております。それから逆算すると、同じような建物になったとしたら、今の段階では同程度かかるかと思っております。あと、いつごろつくるかで、物価スライド等もありますので、大体これくらいじゃないかとは思っておりますけれども。

次の第5条については総務企画課長のほうから答弁をしたいと思います。

○西原好文議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

それでは、土淵議員の御質問にお答えをしたいと思います。

第5条の繰りかえ運用ということですが、町のお金というのを考えたときに、予算と現金というのがあります。この場合、現金というのは、例えば、交付税が入ってくるのが4月、6月、12月ですかね、そういうふうにお金が入ってくる時期というのが端境期があります。そのときに現金が足りない場合に、こういう基金から現金を一時的に借り入れるというふうな

のがこの繰りかえ運用でございまして、そういう場合には、同じ町のお金ではありますけれども、ちゃんと利率等を定めて、償還期日を定めてするというふうなことをここにうたっております。

○西原好文議長

土淵議員、よろしいですか。土淵君。

○土淵茂勝議員

ちょっと確認ですけれども、今のはわかりました。建てかえ、あるいは改修という一つの目的があって基金を積み立てると。もう1つわからなかったのは、先ほど大体14億円ぐらいかかったという話でしたね。14億円というのは、町のお金じゃなくて全体合わせて14億円だというふうに思いますけれども、町として基金にどれぐらいためるという目標があるのかどうか。そして、毎年これだけ積み立てますとか、そういうふうなやり方をするのか。1,744万8千円はわかりますよね、これはずっと入っていくと。金額は、この金額かわかりませんが。そういう決め方を今されているのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの質問の積み立ての額でございますけれども、来年度、28年度が1,744万8千円と。これは近傍家賃も当然変わってきます。そして、実際入居者の方の家賃も変わってきます。それで、来年は1,700万円程度を予定しており、それから、だんだん住宅も古くなってきますので、近傍家賃も安くなるということで、その分、若干ずつ安くはなっています。これを20年間試算すると、大体3億円程度が入ってくるということで試算をしております。よろしいでしょうか。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

3億円はわかりました。

それ以外に積み立てを新たにというか、一般会計の中から、この間、基金のことを話しました。基金に幾らかずつため込むという発想があるのかどうかを聞いたんですけれども、そういったところまで今っていないという理解でいいですか。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

はい、そういうことでございます。

○西原好文議長

ほかに質疑のある方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第4 議案第4号

○西原好文議長

日程第4．議案第4号 江北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第5号

○西原好文議長

日程第5．議案第5号 江北町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第6号

○西原好文議長

日程第6. 議案第6号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第7号

○西原好文議長

日程第7. 議案第7号 江北町育英資金貸付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。9番池田君。

○池田和幸議員

この件に関しては私も2度ほど一般質問を出しまして、取り上げていただいた議案だということで感謝をしております。

その中で、ちょっとお聞きしたいんですけれども、前回質問をしたときに、募集がなかつ

た、少なかったというような形で答弁をいただいていますけれども、せっかくこうやって専門学校生にも道を開くためにこういうふうに加えていただいたということですので、ある程度の告知、それから、宣伝じゃないですけども、町民の子供さんを持っている方にいろんな意味でお知らせをしていただきたいと思いますので、その辺、何か考えられているのか、お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。相島教育課長。

○教育課長（相島千代治）

ただいまの池田議員の御質問ですけど、今後、広報、それとあとチラシ等で町民の方に周知徹底を図っていきたいと考えております。

以上です。

○西原好文議長

池田議員、よろしいですか。（「はい、いいです。委員会です」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第8号

○西原好文議長

日程第8．議案第8号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。8番土淵君。

○土淵茂勝議員

これも町長の趣旨説明を読んで質問したいと思いますけれども、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、児童の年齢に応じた保育士の配置が必要であります。この

児童の年齢に応じた保育士の配置というのがよく理解ができていないんですけれども、これは具体的にどういうことかというのをちょっと質問したいと思います。

しかしながら、保育士不足に対する当面の措置として、国が定める要件が緩和されることになっておりますということで、昨年4月に条例ができて、さらに今度改正ということで、この改正については条件緩和ということで、保育士の資格を持っていない方でも保育に携われるというようなことになると私は思いますので、私はこれは適切でないんじゃないかと。もちろんこれは国の制度としてできるわけですから、江北町ではそういった措置はしてほしいなというふうに思いながら質問をしたいと思います。

議案資料をちょっと見ていただいて、39ページにあります。そこで、先ほどの私の疑問も含めてお聞きしますけれども、「小規模保育事業所A型」、これがどういうものなのか、それを最初にお聞きしたいと思います。

それと、これはその後の「及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例」ということで、これは事業所内の保育所だろうと思うんですけど、小規模保育事業所A型というのは大体どういう規模で、どういう年齢層を保育するのかというのをまずお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。山下こども応援課長。

○こども応援課長（山下栄子）

ただいまの土淵議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、小規模保育事業所A型のことなんですけれども、小規模保育事業所A型は分園型という形で、大体6名から19名の児童の受け入れのところでございます。

それから、児童数に対して保育士がどれだけ要るかということの説明なんですけれども、ゼロ歳児3名に対して保育士1名の配置です。1歳児、2歳児は6名に対して保育士1人の配置になっております。小規模保育なので、ゼロ歳、1歳、2歳が対象なので、そういうふうになります。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

今、最後に言われたところの確認ですけど、小規模保育というのは3歳以下ということで

したかね。3歳以下を対象にした保育事業と。

そこで、新たに附則として加わったのが第7項と第8項と第9項と第10項ですね、この4項目が入ったんですけど、この中に、第7項の一番最後のあたりに配置される保育士のことが書いてあります。「配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。」と。この町長が認める者というのは、第8項のところに書いてあるのじゃないかと思うんですけども、第8項のところに「保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。」と。これは町長が認めるというのは、先ほど言いました幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の普通免許状と。

私が思うのは、3歳以下の育児をする場合に、こういう方々が保育士の資格は持っておられないし、訓練もされていないと思うんですけども、十分質のいい保育ができるだろうかという心配をするんですけども、これについて山下課長のほうから何か意見はありますか。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。山下こども応援課長。

○こども応援課長（山下栄子）

土淵議員の質問でございますが、今の保育士不足に対する対応として、これも苦肉の策だとは思うんですけども、今のところ江北町では小規模保育もやっておりませんが、例えば、全然資格がない方であっても、その人の人格がよければ、対象がゼロ歳、1歳、2歳の対応のときに、例えば、子供を産んだお母さんといった方であると、資格があるから完全にすばらしい保育士である、資格がないとだめということも言えないところがございまして、その人の人間性というところがすごく重要かなと思う面はございます。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

今のところ江北町でそういった対応は、いわゆる小規模保育というのはされていないと。私は一般質問の中で、保育を希望される方がこれからふえてくるだろうから、その場合はちゃんとした公的な保育所をつくってほしいということで質問をいたしましたけれども、この条例の改正そのものは私はちょっと賛成できないことですが、江北町として、これが当面かかわってはいないので、町長としては、そういう意味でやっぱり質のいい保育をし

てほしいと思いますけれども、こういう条例の中でも独自に町としてやれるということも書いてありましたから、その点についての町長の認識をお伺いしたいと思いますけど。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

お答えいたします。

土淵議員が一般質問の中でも御質問いただいていたように、土淵議員のお考えとしては、量、質ともに充実すべしというお考えだと思いますし、それを同時にやるべしという御指摘だったと思います。私もそれが理想ではありますけれども、まずは少なくとも量的な充足をさせていただきたいということで、一般質問の中でも待機児童ゼロは少なくとも維持させていただきたいということを申し上げたところであります。

そういう意味でいきますと、今回、該当している事業所そのものは江北町の中にはありませんけれども、やはり制度としてはきちんと備えておくべきだというふうに思っております。今回、国の法律改正に伴う条例改正でもございますので、ぜひ条例そのものについては改正をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第9 議案第9号

○西原好文議長

日程第9．議案第9号 江北町集会所、江北町町民研修施設、江北町生活館、江北町上区活性化センター及び江北町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定についてを議題とい

たします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。9番池田君。

○池田和幸議員

ちょっと確認をしたいんですけども、今回もまた5年間の指定管理ということであると思えますけれども、これは指定管理者の名称で代表という形で書かれてあります。これは指定管理者は代表ということでありますので、例えば、一番上の花祭区代表ということであれば区長さんになるのか、区長さんで更新をされているのか。今回、ちょうど2年に一回の改選時期になっておりますけれども、その辺の加味ぐあいを教えていただきたいと思えます。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。相島教育課長。

○教育課長（相島千代治）

ただいまの池田議員の御質問にお答えいたします。

地区の集会所の代表ということで、各区長さんのほうに2月の区長会の折に説明をいたしまして、各区から22の施設の代表の区長さんから指定申請書というのをいただいております。それで、任期がかわれば、4月1日付でまた新しい区長さん宛てに許可書を出したいと考えております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、これは管理者の氏名が変わるときは書類だけで済ませていいということになっているわけですかね。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。相島教育課長。

○教育課長（相島千代治）

今言われたとおりです。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。4番井上君。

○井上敏文議員

31ページですね、それで、指定管理をしていくというものが32ページの1から22まで載っ

ております。この指定管理制度を運用していくというのは、集会所は町で発注して、町の施設ということであるんですけど、実際は地区の公民館なんですよね。町が運営するというよりは、地元区が全て運営をしているということであるために、もうちょっとその辺を簡素化できないかなというふうな気もします。

同じ公民館で、町がつくっていない公民館もあります。いわゆる町の発注じゃなくて町が補助した公民館があります。例えば、下惣とか野口とか門前あたりはこの集会所には載っていないというのは、地元発注であったために載っていないわけですね。ただ、公民館の性質としては同じなんですよね。この辺、同じような公民館を線引きして、ここは指定管理者、ここは区というふうな感じじゃなくて、この辺を同じような形で運営できるように、指定管理という制度を設けなくても何か方法はないんでしょうかね。均衡を図るためにということで、ちょっと提案をいたします。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。誰か手を挙げてください。山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

井上議員の質問にお答えしますが、指定管理は、ネイブル等を指定管理するときに、一緒に公民館というのですか、これもしたがいいということでしたわけですが、この当時は町からの補助を公民館に出すところについては同じような形の中で取り扱いをしようということでした。

そして、この切りかえの時期になって、何かと、おかしいかなと、もっと簡単にできないかなという御指摘でありますけれども、これについては、ちょっともう少し検討させてくれませんか。今のところどれがいいというのも、はっきり言って、いいと思ってしているものでも、実際そうでないならば指定管理にしなくてもいいかもわかりませんが、当初の考え方が指定管理はこういうようなものだということで調査をしながら、そしてまた検討をしながらしてきているものですから、ちょっと時間をいただければと思いますけれども。

ただし、今回は3月に全区長さんに申請をしてもらって、新しい区長さんで契約をするということですので、今回はこのままさせていただきたいということで御理解いただきたいと思っておりますけれども。

○西原好文議長

4 番井上君。

○井上敏文議員

そうですね、検討していただきたいと思います。

先ほど池田議員も質問しましたように、指定管理者制度を導入するとすれば、地区の代表と契約と。当時の区長さんも戸惑われると思うんですよね。今度かわろうとしよるときに、なぜせんばらんかねとか、いろいろ区長さんも荷になる部分があるかと思います。その辺、ほかの区との均衡を図るためにももう一回、今回はこれでいいと思います。次回、5年間のうちに検討をしていただきたいと思います。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第10 議案第10号

○西原好文議長

日程第10. 議案第10号 行政不服審査法第81条第1項の機関に関する事務の委託に係る協議についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第11 議案第11号

○西原好文議長

日程第11. 議案第11号 平成27年度江北町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。9番池田君。

○池田和幸議員

事項別明細書の39ページ、農林水産業費のところですが、3目の農業振興費、1. 青年就農給付金事業の中で、負担金補助及び交付金ということで給付金がマイナス150万円、当初予算で2名の現職、1名の新という形で説明を受けていましたので、この150万円の減額のことをひとつ説明をお願いします。

もう1点は、47ページ、款8. 土木費、項5. 住宅費、目1の住宅管理費の中の2の空き家等の適正管理事業ということで、管理不全な空き家等対策事業補助金、マイナス500万円ということになっています。この説明をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。百武産業課長。

○産業課長（百武一治）

池田議員の御質問にお答えします。

青年就農給付金につきましては、当初、3名の給付金を予算に計上しておりました。その内訳としましては、平成24年度当初からの継続給付の方が2名で、あと1人は給付先未定ということで、年度内に新規の対象者が出てきた場合に対応するために150万円つけておりました。その分が27年度に発生しなかったということで減額の補正を上げておるところでございます。

以上です。

○西原好文議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

お答えいたします。

款8. 土木費、項5. 住宅費の中の住宅管理費で、2の空き家等の適正管理事業、減額の500万円ということがございますけれども、これが当初15件を予定しておりました。しかし、

実績で5件しかなかったということで、今回、500万円を減額したということでございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

最初のほうの青年就農給付金ですけれども、ちょっと新年度までチェックしていないんですけれども、これは毎年1名ぐらいで予定をされるのか。27年度の当初予算のときは、ただ1人という説明はあったんですけれども、大体毎年そういう形でそちらが予算を立てていかれるのか、ちょっとその辺をもう1つお願いします。

空き家の件ですけれども、今現在は総務企画課がやっています空き家事業がありますよね。これとの関連というか、この対策に関しては少し寄せ合わせをするようなことはやっておられないのか。ちょっとその辺は総務企画課と建設課の事業仕分けだと思いますけど、その辺を説明できればお願いしたいと思いますけど。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。百武産業課長。

○産業課長（百武一治）

池田議員の再質問にお答えいたします。

青年就農給付金の受給者につきましては、年度当初といたしますか、予算策定時において給付の対象になる方が確定できれば、2名とか3名とか当初から予算を確保できるわけですが、年度内において、策定時においてまだ確定できない場合については、補正対応もできるわけですが、そうした場合、そのタイミングで青年就農給付金の給付がおくれるということもありますので、1名分を頭出しという形になりますけれども、年度の当初予算に計上させていただいているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

池田議員の御質問にお答えをいたします。

空き家につきましては、利用可能な空き家とそうでない除却が必要な空き家と2つあります。そういうことで、基本的には現在、総務企画課のほうで受け付けを行っております。除

却が必要であるというふうな建物については、庁内の各課から委員、職員を出してもらって確認をいたしまして、それがこの事業に該当するかどうかというふうな判断をそこでしております。

今回、500万円の△というふうになった件につきましては、平成25年度からこの事業を行っていますが、ちょっと件数の具体的な数字は私は今覚えておりませんが、26年度は多かったわけですね。そういうことで、27年度の予算につきましては前年度の実績を見込んで多目にとっておりましたところ、先ほど建設課長のほうから答弁があったように、実際は5件だったというふうなことでございます。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

産業課のほうはわかりました。

今、行政代執行あたりもほかの県では行われているように、テレビ等でもあっています。以前も件数の割には金額的に使われるのが少ないというふうな形で議員のほうからも質問があっていました。今回、こうやって500万円マイナス計上されていますけれども、予算書でも質問したいと思っていますけれども、やはりそういう形でどこかで申請を出したところに対しての今の状況あたりは議会のほうにも情報を出してもらいたいなと思っています。上小田地区にも何件もあります。それで、各区長さんから適正、要するに解体が妥当なところで、通学路にもかかっている解体が妥当な危ない空き家もあります。それでも今まで3年間言い続けてきていますけど、そのままですもんね。だから、その辺もどうしてそのままなっているかというのは、やはり議会の中でもまた聞いていきたいと思いますので、その辺は丁寧な回答をお願いしたいと思います。

答弁はいいです。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。2番 淵上君。

○淵上正昭議員

1点だけ御質問をいたします。

事項別明細書の49ページ、款10. 教育費、項1の教育総務費、目1. 教育委員会費、その

中の旅費の件でお尋ねいたします。

32万6千円の減額補正ということになっておりますけれども、これは九州地区の市町村の教育委員の研修費だというふうに理解をしております。

そこで、当初予算が32万8千円ということで、当初予算からすれば2千円少なくなっておりますけれども、減額補正となった32万6千円の分と、あと2千円の分の説明をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。相島教育課長。

○教育課長（相島千代治）

ただいまの御質問にお答えいたします。

研修旅費ということで、教育委員の九州地区市町村教育委員研修大会というのが2年に一回開催をされております。27年度は沖縄の開催でありました。台風の接近に伴いまして研修大会が中止になりましたので、その分の旅費を減額しております。一部、手数料関係で払っている分もあります。研修旅費32万6千円の減額は旅費の解約料というのですか、中止になったもんですから、その分の減額です。

○西原好文議長

淵上議員、よろしいですか。淵上君。

○淵上正昭議員

わかりました。

要するに2千円というのは交通費か何かで支払いをしているということでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。4番井上君。

○井上敏文議員

事項別明細、歳入のほうの1ページ、歳入といいますか、表紙と言わなければならないですね、1ページ、総括表ですね。この中で18款、繰入金というのが補正額で3億5,000万円ほど上がっております。恐らく精算見込みということで、当初見込みよりも繰り入れは少なく済んだということだと思うんですけど、その内訳が11ページに詳細として、18款、繰入金の中で金額が大きいのが減債基金の1億2,000万円、それと、ふるさと振興基金の2億円というこ

とで減額補正をしてあります。この辺のいきさつとといいますか、経過を教えてくださいなと思っております。

それともう1点、歳出の17ページをお願いいたします。

17ページの総務費の広報情報費の説明の中の3、自治体情報セキュリティが2,349万6千円補正されております。どういうものか、この内容と今の時期に補正を組まれて年度内で消化されるのか、あるいは繰り越しなのか、その辺、2点をお知らせ願いたいと思っております。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

では、井上議員の御質問にお答えをいたします。

繰入金の減額につきましては、御存じのとおり、これは財源調整です。ですから、当初予算で歳入と、ある程度留保財源というものを考えておきまして、実際、精算した場合にこれだけの歳入が必要でなくなったということで、その財源調整ということで、それを基金で調整しております。

それともう1つです。17ページの情報システム強靱性向上モデル2,349万6千円、これはまず年金機構の情報流出が問題となっております。そういうことから、現在、公共団体等を相互につないでおりますL G W A Nと一般的に使われておりますインターネットの回線、これを分離するというふうなことで、それが大きな改修の内容でございます。

これにつきましては、当然、27年度中にはできませんので、繰り越しとして28年度に実施するようにしております。

以上です。

○西原好文議長

井上議員、よろしいですか。井上君。

○井上敏文議員

情報システム強靱性向上モデル、この分はわかりました。

歳入のほうで繰入金3億5,000万円ほど必要で、財源調整により要らなくなったということですけど、節約をされて厳しく執行されたと言われる反面、予算上の見積もりといいますか、組み立ても、余り言いたくないんですけど、緩かったんじゃないかなということも言えるんじゃないかと思っております。この辺は今後、予算の執行については慎重を期してやっていた

だきたいと思います。

以上です。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第11号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第12 議案第12号

○西原好文議長

日程第12. 議案第12号 平成27年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第13 議案第13号

○西原好文議長

日程第13. 議案第13号 平成27年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第14 議案第14号

○西原好文議長

日程第14. 議案第14号 平成27年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第15 議案第15号

○西原好文議長

日程第15. 議案第15号 平成27年度江北町水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第16 議案第16号

○西原好文議長

日程第16. 議案第16号 平成27年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号は常任委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。日程第17. 議案第17号から日程第22. 議案第22号までは一般会計並びに特別会計の当初予算でありますので、一括上程いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第22号までは一括上程いたします。

日程第17～第22 議案第17号～議案第22号

○西原好文議長

日程第17. 議案第17号 平成28年度江北町一般会計予算から日程第22. 議案第22号 平成28年度江北町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第22号は予算特別委員会に付託することに決しました。

日程第23 議案第23号

○西原好文議長

日程第23. 議案第23号 江北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第23号 江北町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決しました。

日程第24 報告第1号

○西原好文議長

日程第24. 報告第1号 江北町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、報告第1号 江北町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

日程第25 議案第24号

○西原好文議長

日程第25. 議案第24号 平成27年度江北町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第24号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第26 請願第1号

○西原好文議長

日程第26. 請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。請願第1号については、会議規則第86条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。請願第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立少数であります。よって、請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願は不採択と決しました。

しばらく休憩いたします。再開15時10分。

午後3時2分 休憩

午後3時10分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会及び予算特別委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。古賀局長。

○議会事務局長(古賀ケイ子)

それでは、報告いたします。

平成28年3月議会定例会委員会付託議件(案)

○総務常任委員会付託分

議案第1号 議案第2号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号

議案第11号 歳入全部と歳出のうち 款1 議会費 款2 総務費 款3 民生費 款4 衛生費のうち 項1保健衛生費の目1保健衛生総務費 目2予防費 目5保健施設費 款10 教育費 款12 公債費 款13 諸支出金

議案第13号 議案第14号 議案第24号

○産業常任委員会付託分

議案第3号

議案第11号 歳出のうち 款4 衛生費のうち項1保健衛生費の目3環境衛生費 目4公

害対策費 項2 清掃費 款6 農林水産業費 款8 土木費

議案第12号 議案第15号 議案第16号

○予算特別委員会付託分

議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号

以上でございます。

○西原好文議長

以上のとおり各常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後3時13分 散会